議案第8号

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月10日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

雇用保険法(昭和49年法律第116号)の就業促進手当の支給要件が改められることを踏まえた失業者の退職手当に係る規定の整備、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴う所要の規定の整備等を行うため、この案を提出する。

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

(失業者の退職手当)

第14条 「略]

2~7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに 定めるもののほか、第1項又は第3項の規 定による退職手当の支給を受けることが できる者で次の各号の規定に該当するも のに対しては、それぞれ当該各号に掲げ る金額を、退職手当として、雇用保険法 の規定による技能習得手当、寄宿手当、 傷病手当、就業促進手当、移転費又は求 職活動支援費の支給の条件に従い支給す る。

(1)~(3) [略]

(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56 条の3第3項に規定する就業促進手当の 額に相当する金額

(5)~(6) [略]

9~10 「略]

- 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>
 - (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イ に該当する者に係る就業促進手当に相 当する退職手当 当該退職手当の支給 を受けた日数に相当する日数
 - (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロ に該当する者に係る就業促進手当に相

(失業者の退職手当)

第14条 「略]

2~7 「略]

8 「略]

(1) \sim (3) 「略]

(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保 険法第56条の3第3項に規定する就業促 進手当の額に相当する金額

(5)~(6) [略]

9~10 「略]

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給が あったときは、第1項、第3項又は第8項の 規定の適用については、雇用保険法第56 条の3第1項第1号に該当する者に係る就 業促進手当について同条第4項の規定に より基本手当を支給したものとみなされ る日数に相当する日数分の第1項又は第3 項の規定による退職手当の支給があった ものとみなす。 当する退職手当 当該就業促進手当に ついて同条第5項の規定により基本手 当を支給したものとみなされる日数に 相当する日数

12~14 [略]

(退職手当の支払の差止め)

- 第17条 退職をした者が次の各号のいずれ かに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者に 対し、当該退職に係る一般の退職手当等 の額の支払を差し止める処分を行うもの とする。
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2~4 [略]

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止 処分を行った退職手当管理機関は、次の 各号のいずれかに該当するに至った場合 には、速やかに当該支払差止処分を取り 消さなければならない。ただし、第3号に 該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すこと が支払差止処分の目的に明らかに反する と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者につ

12~14 「略]

(退職手当の支払の差止め)

第17条 [略]

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。以下同じ。)が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 「略]

2~4 「略]

5 [略]

- (1) 「略]
- (2) 当該支払差止処分を受けた者につ

いて、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 「略]

6~10 「略]

(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)

- 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職 に係る一般の退職手当等の額が支払われ ていない場合において、次の各号のいず れかに該当するときは、当該退職をした名 退職手当管理機関は、当該退職をした者 (第1号又は第2号に該当する場合におい て、当該退職をした者が死亡したときは、 当該一般の退職手当等の額の支払を受け る権利を承継した者)に対し、第16条第1 項に規定する事情及び同項各号に規定す る退職をした場合の一般の退職手当等の 額との権衡を勘案して、当該一般の退職 手当等の全部又は一部を支給しないこと とする処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該 退職後に起訴をされた場合にあって は、基礎在職期間中の行為に係る刑事 事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。

(2) \sim (3) 「略]

2~6 「略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理

いて、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 「略]

6~10 「略]

(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 [略]

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該 退職後に起訴をされた場合にあって は、基礎在職期間中の行為に係る刑事 事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁</u> 刑以上の刑に処せられたとき。

(2) \sim (3) 「略]

2~6 「略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 「略]

機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間 中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以 上の刑に処せられたとき。

(2) \sim (3) 「略]

2~6 「略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手 当相当額の納付)

第21条 「略]

2~3 「略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に基礎在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し起訴をされた場合におい て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に 処せられた後において第19条第1項の規 定による処分を受けることなく死亡した ときは、当該退職に係る退職手当管理機 関は、当該退職手当の受給者の死亡の日 から6月以内に限り、当該退職手当の受給 者の相続人に対し、当該退職をした者が 当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せ られたことを理由として、当該一般の退 職手当等の額(当該退職をした者が失業 手当受給可能者であった場合にあって は、失業者退職手当額を除く。)の全部又 は一部に相当する額の納付を命ずる処分 を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間 中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。

(2) \sim (3) 「略]

2~6 「略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手 当相当額の納付)

第21条 「略]

2~3 「略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に基礎在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し起訴をされた場合におい て、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑 に処せられた後において第19条第1項の 規定による処分を受けることなく死亡し たときは、当該退職に係る退職手当管理 機関は、当該退職手当の受給者の死亡の 日から6月以内に限り、当該退職手当の受 給者の相続人に対し、当該退職をした者 が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に 処せられたことを理由として、当該一般 の退職手当等の額(当該退職をした者が 失業手当受給可能者であった場合にあっ ては、失業者退職手当額を除く。)の全部 又は一部に相当する額の納付を命ずる処 分を行うことができる。

5~8 [略]

付 則

- 20 平成16年3月31日に国立大学法人法附 則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧 機関」という。)の職員として在職する者 が、同法附則第4条の規定により引き続い て国立大学法人等(国立大学法人及び同 法第2条第3項に規定する大学共同利用機 関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、 かつ、引き続き国立大学法人等の職員と して在職した後、当該国立大学法人等の 要請に応じることなく引き続いて職員と なった場合におけるその者の退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算につい ては、その者の国立大学法人等の職員と しての引き続いた在職期間を職員として の引き続いた在職期間とみなす。ただし、 その者が国立大学法人等を退職したこと により退職手当(これに相当する給付を 含む。)の支給を受けているときは、この 限りでない。
- 21 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員としての職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の基準(国立大学法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 23 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に 対する第14条第7項の規定の適用につい ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

5~8 [略]

付 則

20 平成16年3月31日に国立大学法人法<u>附</u> <u>則別表</u>の上欄に掲げる機関(以下「旧機

則別表の上欄に掲げる機関(以下「旧機 関」という。)の職員として在職する者が、 同法附則第4条の規定により引き続いて 国立大学法人等(国立大学法人及び同法 第2条第3項に規定する大学共同利用機関 法人をいう。以下同じ。)の職員となり、 かつ、引き続き国立大学法人等の職員と して在職した後、当該国立大学法人等の 要請に応じることなく引き続いて職員と なった場合におけるその者の退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算につい ては、その者の国立大学法人等の職員と しての引き続いた在職期間を職員として の引き続いた在職期間とみなす。ただし、 その者が国立大学法人等を退職したこと により退職手当(これに相当する給付を 含む。)の支給を受けているときは、この 限りでない。

- 21 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法<u>第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)<u>第50条の10第2項</u>に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 23 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に 対する第14条第7項の規定の適用につい ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

[表略] [表略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 付則第20項及び第21項の改正規定 公布の日
 - (2) 第17条第1項第1号及び同条第5項第2号の改正規定、第18条の見出し及び同条第1項 第1号の改正規定、第19条第1項第1号の改正規定並びに第21条第4項の改正規定 令和7 年6月1日

(経過措置)

2 改正後の第14条第8項(第4号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(那覇市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員又は同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者であって、退職したものをいう。以下同じ。)であって施行日以後に職業に就いたものに支給する退職手当について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに支給する退職手当については、なお従前の例による。